

こうち人づくり広域連合重要物品調達指名業者選定等審査会規程

平成14年12月1日
訓令第10号

(設置)

第1条 こうち人づくり広域連合が行う指名業者の選定及び停止について、その公正を期するため、重要物品調達指名業者選定等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審査会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指名競争入札参加者の資格審査に関すること。
- (2) 指名競争入札参加資格者の指名停止等に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、委員長が特に必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会の委員は、次に掲げる職にあるものをもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) 総務チームのチーフ
- (3) 人づくりチームのチーフ

(委員長)

第4条 審査会の委員長は事務局長とし、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、次長（次長を置いていない場合は、総務チームのチーフ）がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要なつど委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が特に軽易と認めたもの及び緊急を要するものについては、持ち回り審議での審査会の開催に代えることができる。

- 2 審査会の会務は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数の同意をもって決定する。可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は必要に応じ、関係職員の出席を求め、その意見を徴することができる。

(資料、情報の提出義務)

第6条 関係職員は、審査会の必要とする資料及び情報の提出をしなければならない。

(秘密の厳守)

第7条 審査会の審議は公開しないものとし、審議内容については、秘密を厳守しなければならない。

(事務)

第8条 審査会の事務は、総務チームにおいて所掌する。

(雑則)

第9条 この規定で定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成14年12月1日から施行する。